

～母子父子寡婦福祉資金制度の貸付けを希望される方へ～

◆母子父子寡婦福祉資金とは

母子父子寡婦福祉資金制度は、母子家庭、父子家庭、寡婦の方の経済的自立を図る制度として、母子および父子並びに寡婦福祉法に基づいて、無利子または低利で資金をお貸しするものです。

母子福祉資金、父子福祉資金、寡婦福祉資金の3種類からなり、それぞれ用途に応じて修学資金など12種類のメニューがあります。（別紙母子父子寡婦福祉資金貸付金一覧表のとおり）

◆貸付の種類

①母子福祉資金

貸付対象（借受人）

ア. 母子家庭の母（配偶者のない女子で、現に20歳未満の児童を扶養しているもの）

イ. 父母のいない児童（20歳未満）



②父子福祉資金

貸付対象（借受人）

ア. 父子家庭の父（配偶者のない男子で、現に20歳未満の児童を扶養しているもの）



③寡婦福祉資金

貸付対象（借受人）

ア. 寡婦（配偶者のない女子で、かつて母子家庭の母であったもの）

イ. 40歳以上の配偶者のない女子であって、母子家庭の母及び寡婦以外のもの

※1 上記③のうち、現に扶養する子がいない場合は所得制限があります。

※2 児童および子に対する資金（修学資金、修業資金、就学支度資金及び就職支度資金）の場合は、対象児童もしくは子が連帯借受人として、債務の返済義務を負っていただきます。

※3 借受人の収入、負債の状況によっては連帯保証人を立てなければ貸付ができない場合があります。

◆貸付金支給までの流れ

健康福祉課子育て支援室（TEL 0599-25-7221）まで電話で相談してください。

【相談】母子・父子自立支援員による面談を受けてください。

借受人、連帯借受人（児童又は子等のための資金）は必ず面接を行います。連帯保証人について、面接が不可能な場合は必ず本人に電話で説明・確認をし、直接家庭への連絡を行う場合もあることを説明します。また、家庭の状況や経済的な状況等の相談をさせていただきます。状況によっては申請できないこともありますので、条件などについてご確認ください。

【面談】子育て支援室に申請書（借受人、連帯借受人、連帯保証人にそれぞれ自書していただきます。）と申請に必要な書類を提出してください。（資金によって提出種類は異なります。）

【申請】貸付けを受けるための要件が満たされているかを判断するために、追加で書類をお願いすることがあります。

【調査】審査会（4月・7月・9月・11月・1月・3月）にて貸付が決定（不承認）された場合は、子育て支援室より貸付決定（不承認）の通知をお送りします。貸付決定を受けた申請人は、借用書に必要事項を記入し、印鑑登録証明書を添付し、指定の期日までに子育て支援室に提出してください。

【決定】期日までに借用書及び印鑑登録証明書の提出があった場合は、審査の翌月末に申請された口座に振り込まれます。（振込月 5月・8月・10月・12月・2月・4月）

【貸付】

●ご注意

①申請書が提出されてから振込まで3～4ヶ月程かかりますので、**ご相談は余裕をもってお願いします。**

②貸付に該当しない場合もありますので、事前に電話相談をしてください。

③事実と異なる申請をしたり、目的以外の利用が明らかになった場合などは、貸付けを停止し一括償還していただきます。

◆償還方法

貸付金の償還については、月賦・半年賦・年賦のいずれかを選択し、納入方法は口座振替による納付を基本とします。（滞納されますと、年 10.75 %の違約金が発生します。）

この資金は、ご返済いただく償還金が次に借りられる方の大事な運用資金となります。
納入期限までに必ず償還いただきますようお願いいたします。

◆貸付申請に必要な書類

資金の種類	添 付 書 類	
	各 種 資 金 共 通	各 種 資 金 別
事業開始資金	○貸付申請書 ○貸付申請者調書 ○送金先金融機関届 ・戸籍謄本 ・住民票 ☆所得証明書 （扶養する子等のない寡婦 及び 40 歳以上の配偶者 のない女子） ☆貸付申請同意書 （児童本人が申請者となる 場合）	・事業開始資金事業計画書 ・事業継続資金事業成績及び事業計画書 ・事業許可書又は認可の写し ・経費見積書、カタログ、写真等 ・事業開始・事業継続意見書 ・預金残高証明書
事業継続資金		
修学資金		・在学証明書又は進学見込み証明書（合格通知書） ・授業料等必要額の明細が確認できるもの
修業資金		・在学（在所）証明書又は進学見込み証明書 ・修業の場合就職証明書又は就職見込み証明書 ・必要経費の明細が確認できるもの
技能習得資金		
就学支度資金		・在学（在所）証明書又は進学見込み証明書 ・入学料等必要額の明細が確認できるもの
就職支度資金		・就職証明書又は就職見込み証明書 ・経費見積書等 ・通勤用自動車購入の場合（自動車が必要となる理由書等）
医療介護資金		・医療の場合療養費見積（明細）書及び診断書 ・介護の場合利用者負担額、償還払額等の金額の確認できる書類の写し
生活資金		・技能習得期間中に係る生活資金にあつては、在学（在所）証明書又は技能習得をする見込み証明書 ・療養期間中に係る生活資金にあつては、療養費見積（明細）書及び診断書 ・失業期間中に係る生活資金にあつては、求職相談状況証明書
住宅資金		・住宅資金使途計画書 ・写真 ・預金残高証明書
転宅資金		・住宅の賃貸借契約書又は使用承認の写し ・運送料については見積書又は請求書の写し
結婚資金		・結婚することの証明書

